

公立大学法人高崎経済大学債権管理規程

平成23年度

規程第46号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人高崎経済大会計規則（平成23年度規程第41号。以下「会計規則」という。）及び別に定めるもののほか、公立大学法人高崎経済大学（以下「法人」という。）の債権の管理に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、もって債権管理の適正な取扱いを期することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 債権 金銭の給付を目的とする法人の権利

(2) 債権の管理に関する事務 法人の業務によって生じる債権についての調査、請求、督促、保全等に関する事務

(債権管理事務)

第3条 債権の管理に関する事務は、会計規則第7条第1項に規定する会計責任者が行うものとする。

(債権の発生)

第4条 会計責任者は、債権が発生した場合には、債権管理に必要な事項を、適時かつ適切に帳簿等に記録しなければならない。

(帳簿等)

第5条 会計責任者は帳簿等により、債権の管理に関する事務を行う。

2 前項の帳簿等には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 債務者の住所及び氏名又は名称

(2) 債権金額

(3) 債権発生年月日

(4) 債権の発生事由

(5) 債権の種類

(6) 履行期限

(7) 入金年月日

(8) その他債権を管理するために必要な事項

(履行の請求)

第6条 会計責任者は、債権の発生後、速やかに債務者に債務の履行を請求しなければならない。

(督促)

第7条 会計責任者は、前条の規定により履行の請求をした債権のうち、履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されないもの（以下「滞留債権」という。）がある場合は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 前条の請求及び前項の督促の方法は、書面又は口頭によるものとする。

3 督促は、履行期限後20日以内に発行し、発行の日から起算して15日を経過した日を指定期限とした督促状を発行しなければならない。

(債権の保全)

第8条 会計責任者は、必要に応じて、担保の提供を求め、又は保証人を設定することができる。

(保証人に対する請求)

第9条 会計責任者は、第7条第1項の規定による督促を行ってもなお全部又は一部が履行されない場合があるときは、保証人に対し履行を請求することができる。

2 前項の規定により保証人に対し履行の請求をするときは、債務者の住所及び氏名並びに請求に係る事由を記載した書面を送付するものとする。

(債権の消滅)

第10条 会計責任者は、債権に係る金銭の収納があったときは、当該債権の内容を確認し、債権消滅の処理を行わなければならない。

(滞留債権の管理)

第11条 会計責任者は、毎月、履行期限を経過した債権の調査を行うものとする。

2 会計責任者は、半期毎に、滞留期間別残高並びに滞留債権の内容及び今後の回収計画を理事長に報告するものとする。ただし、必要があるときは随時その状況を理事長に報告するものとする。

(債権の保全手続等)

第12条 会計責任者は第7条第1項に規定する督促又は第9条第1項に規定する請求をした後、別に定めるものを除き相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げるいずれかの措置をとらなければならない。

(1) 担保の付されている債権については、当該債権の内容に従い、競売その他担保

権の実行の手続をとること

(2) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること

(3) 前2号に該当しない債権については、訴訟手続により履行を請求すること
(債権放棄)

第13条 会計責任者は、履行期限を1年以上経過した債権が次に掲げるいずれかに該当する場合は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て、債権放棄を行うことができる。なお、債権の内容が教育研究に関する事項の場合は、経営審議会に先立って教育研究審議会に諮るものとする。

(1) 債務者が行方不明等により債権回収の見込みがないもの。

(2) 債権の取立てに要する費用が、当該債権の金額より高額であると認められるとき。

(3) その他債権の取立てが著しく困難であると理事長が認めたとき。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、高崎経済大学学則第40条第4号及び高崎経済大学大学院学則第32条第4号の規定により除籍となった者に係る授業料債権について、当該除籍日をもってそれを放棄する。

(償却処理)

第14条 会計責任者は、前条により債権放棄をした場合には、債権残高の償却処理を行わなければならない。

(遅延損害金)

第15条 滞留債権に対しては、債務者の責めに帰すべき事由によらないものを除き、その債権残高に対し民法に定める法定利率で計算した金額をその履行期限の翌日から支払をした日までの遅延日数に応じて日割りで債務者に請求することができる。ただし、契約書等により別に定める場合は、この限りではない。

2 遅延利息の計算においては、計算した遅延利息の額に100円未満の端数がある場合は切り捨てるものとし、計算した遅延利息の額が1,000円未満であるときは債務者にその請求を行わないものとする。

3 理事長は、授業料債権については、遅延利息を免除することができるものとする。

4 債務者からの債務の支払において、遅延利息が発生している場合においては、先に元本の支払に充てるものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、債権の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、経営審議会に諮り、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月16日第123号）

この改正は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成29年2月8日第28号）

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月12日第20号）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。